

各市町村におけるNPOが対象に含まれる市町村単独補助・委託事業情報

事業名	公益信託「高知市まちづくりファンド」
事業種別	補助事業 委託事業
事業の目的	「高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例」に基き、市民の自主的なまちづくり活動を支援する。
補助(委託等)対象事業の概要	自然環境の保全や住環境の整備、福祉、教育、文化、スポーツ、生涯学習など、高知市を住みよいまち、豊かな地域社会にしていくために行うまちづくり活動が対象。 ただし、営利を目的とする活動、宗教的活動、政治的活動、市の制度で補助金などの助成を受けている事業や、同年度に高知県の「公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド」の助成を受けている事業は対象外。
補助(委託等)対象事業者の種類	活動の拠点が高知市内にある構成員3名以上の団体で、そのうち3分の1以上が高知市に在住(または通勤・通学)している団体
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	<ul style="list-style-type: none"> ・「まちづくりはじめの一步」コース 助成金額: 上限5万円 まちづくりへの参加の第一歩を踏み出そうとしている市民団体、あるいは活動を始めているが、まだ定着していない市民団体の活動を支援。 ・「まちづくり一歩前へ」コース 助成金額: 上限30万円(ただし、対象事業費の4分の3以内) 市民団体が継続して行うまちづくり活動を支援。 ・「まちづくり大きな一歩(ソフトからハードへ)」コース 助成金額: 上限300万円(助成率100%) 住みよいまち、豊かな地域社会をめざす施設・設備等の整備を対象。
申請手続き・申請時期	<2009年度の例・ホームページ参照> 「まちづくりはじめの一步」コース・「まちづくり一歩前へ」コース (http://www.kochi-saposen.net/2009/03/post-81.html) 「まちづくり大きな一歩(ソフトからハードへ)」コース (http://www.kochi-saposen.net/2009/03/post-82.html)
その他留意事項	
問い合わせ先	高知市市民生活部 まちづくり推進課 まちづくり推進係 電話 088-823-9080 FAX 088-824-9794 メールアドレス kc-102000@city.kochi.lg.jp

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

各市町村におけるNPOが対象に含まれる市町村単独補助・委託事業情報

事業名	人材育成事業
事業種別	補助事業
事業の目的	中小企業等の自主的な努力を助長するため、必要な助成の措置を講ずることによって、その育成及び進行を図り、もって市経済の発展に寄与することを目的とする。 ※南国市中小企業振興条例
補助(委託等)対象事業の概要	公的機関等で研究・研修等に参加する事業
補助(委託等)対象事業者の種類	中小企業者、中小企業団体、中小企業者もしくは中小企業団体で組織するグループ、特定非営利活動法人、商工会
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	補助率:50/100 限度額:3万円/人、15万円
申請手続き・申請時期	申請手続き:商工水産課 申請時期:事業着手前
その他留意事項	
問い合わせ先	南国市役所 商工水産課 電話 088-880-6560 FAX 088-863-1167 メールアドレス shoukou@city.nankoku.kochi.jp

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

各市町村におけるNPOが対象に含まれる市町村単独補助・委託事業情報

事業名	物部川流域アクションプラン実現事業
事業種別	補助事業
事業の目的	中小企業等の自主的な努力を助長するため、必要な助成の措置を講ずることによって、その育成及び進行を図り、もって市経済の発展に寄与することを目的とする。 ※南国市中小企業振興条例
補助(委託等)対象事業の概要	県産業振興計画に位置づけられた取組を実現する事業
補助(委託等)対象事業者の種類	中小企業者、中小企業団体、中小企業者もしくは中小企業団体で組織するグループ、特定非営利活動法人、商工会
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	補助率:50/100 限度額:50万円 対象経費:謝金、旅費、原材料費、機器の購入・改良・借用費、会場借上料、会場設営費、広告宣伝費、消耗品、試験分析外注費、技術指導受入費、市場調査費、包装・デザイン外注費
申請手続き・申請時期	申請手続き:商工水産課 申請時期:事業着手前
その他留意事項	
問い合わせ先	南国市役所 商工水産課 電話 088-880-6560 FAX 088-863-1167 メールアドレス shoukou@city.nankoku.kochi.jp

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

各市町村におけるNPOが対象に含まれる市町村単独補助・委託事業情報

事業名	商店街活性化事業
事業種別	補助事業
事業の目的	中小企業等の自主的な努力を助長するため、必要な助成の措置を講ずることによって、その育成及び進行を図り、もって市経済の発展に寄与することを目的とする。 ※南国市中小企業振興条例
補助(委託等)対象事業の概要	商店街の活性化を推進するために行う、行事・催事及び調査等
補助(委託等)対象事業者の種類	中小企業者、中小企業団体、中小企業者もしくは中小企業団体で組織するグループ、特定非営利活動法人、商工会
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	補助率:30/100 限度額:50万円 対象経費:謝金、旅費、会場借上料、会場設営費、広告宣伝費、消耗品費、調査研究委託費
申請手続き・申請時期	申請手続き:商工水産課 申請時期:事業着手前
その他留意事項	
問い合わせ先	南国市役所 商工水産課 電話 088-880-6560 FAX 088-863-1167 メールアドレス shoukou@city.nankoku.kochi.jp

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

各市町村におけるNPOが対象に含まれる市町村単独補助・委託事業情報

事業名	新製品等研究開発事業
事業種別	補助事業
事業の目的	中小企業等の自主的な努力を助長するため、必要な助成の措置を講ずることによって、その育成及び進行を図り、もって市経済の発展に寄与することを目的とする。 ※南国市中小企業振興条例
補助(委託等)対象事業の概要	高等教育機関、公設試験研究機関等と共同研究を行った新製品・新商品・新技術の開発
補助(委託等)対象事業者の種類	中小企業者、中小企業団体、中小企業者もしくは中小企業団体で組織するグループ、特定非営利活動法人、商工会
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	補助率:50/100 限度額:200万円 対象経費:謝金、旅費、原材料費、機器の購入・改良・借用費、試験分析外注費、技術指導受入費、市場調査費、包装・デザイン外注費
申請手続き・申請時期	申請手続き:商工水産課 申請時期:事業着手前
その他留意事項	
問い合わせ先	南国市役所 商工水産課 電話 088-880-6560 FAX 088-863-1167 メールアドレス shoukou@city.nankoku.kochi.jp

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

各市町村におけるNPOが対象に含まれる市町村単独補助・委託事業情報

事業名	中小企業組織化事業
事業種別	補助事業
事業の目的	中小企業等の自主的な努力を助長するため、必要な助成の措置を講ずることによって、その育成及び進行を図り、もって市経済の発展に寄与することを目的とする。 ※南国市中小企業振興条例
補助(委託等)対象事業の概要	中小企業団体を組織化する事業
補助(委託等)対象事業者の種類	中小企業者、中小企業団体、中小企業者もしくは中小企業団体で組織するグループ、特定非営利活動法人、商工会
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	補助率:50/100 限度額:20万円 対象経費:創立経費
申請手続き・申請時期	申請手続き:商工水産課 申請時期:事業着手前
その他留意事項	
問い合わせ先	南国市役所 商工水産課 電話 088-880-6560 FAX 088-863-1167 メールアドレス shoukou@city.nankoku.kochi.jp

※ 補助事業、委託事業等により様式を適宜変更してください。

各市町村におけるNPOが対象に含まれる市町村単独補助・委託事業情報

事業名	仁淀川町社会教育団体等活動費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	仁淀川町の社会教育又は学校教育(以下「社会教育等」という。)の振興を図る
補助(委託等)対象事業の概要	仁淀川町の社会教育又は学校教育(以下「社会教育等」という。)の振興を図るため仁淀川町の社会教育団体等(以下「団体」という。)が行う事業及び運営に要する経費に対し毎年度予算の範囲内で補助金の交付するもの
補助(委託等)対象事業者の種類	<ol style="list-style-type: none"> 1 青少年教育に関する団体 2 成人教育に関する団体 3 芸術文化に関する団体 4 その他主として社会教育等の向上に関する事業を行う団体
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	<ol style="list-style-type: none"> 1) 研修会等の講師謝礼 2) 講師、役員、会員等の活動にかかる旅費 3) 消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、光熱水費 4) 通信運搬費、傷害等保険料、手数料 5) 会場使用料及び賃借料 6) 上部団体への負担金及び研修会等への参加費 7) その他特に必要と認める経費
申請手続き・申請時期	<p>補助金の交付を受けようとする団体は、社会教育団体等活動費補助金申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない</p> <p>(1) 事業計画書(2) 予算書 (3) その他必要と認める書類</p>
その他留意事項	
問い合わせ先	<p>仁淀川町教育委員会 担当 生涯学習係</p> <p>電話 0889-35-0019 FAX 0889-35-0010</p> <p>メールアドレス info@town.niyodogawa.kochi.jp</p>